



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- | 官報 |  | 次  | 目 | 規則 |
|----|--|--|---|----|
| ○  | 高压ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件 (経済産業九二) |  |   |    |
| ○  | 高压ガス保安法第三十九条の十三に基づき認定高度保安実施者を認定した件 (経済産業九二)                        |  |   |    |
| 四  | ○  | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件 (国土交通四六二)   |   |    |
| 三  | ○  | 道路に関する件  |   |    |
| 二  | ○  | 道路に関する件  |   |    |
| 一  | ○  | 道路に関する件  |   |    |
|    | ○  | (関東地方整備局一六二)   |   |    |
|    | ○  | (九州地方整備局八五)  |   |    |
|    | ○  | 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (沖縄総合事務局一九)  |   |    |
|    | ○  | 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所を告示する件 (最高裁)                                       |   |    |
|    | ○  | 指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示  |   |    |
|    | ○  | 指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示  |   |    |
|    | ○  | 原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 (経済産業九一)  |   |    |
|    | ○  | 航路標識に関する件  |   |    |
|    | ○  | (海上保安庁一三)  |   |    |
|    | ○  | その他告示  |   |    |
|    | ○  | 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書に附属する約束表の改善の効力発生に関する件 (外務二二二) |   |    |

### 〔その他告示〕

- 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国 特定の約束に係る表の改善に関する確認書に附属する約束表の改善の効力発生に関する件（外務一一一）

公告

- 財団、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなつた外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなつた非居住者関係

諸事項

- 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書に附属する約束表の改善の効力発生に関する件（外務二一二）

四

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示

示する件（最高裁一）

官厅

- 輸入専門を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業九一）

○航路標識に関する件

（海上保安庁 一三）

〔法規的告示〕

- 犯罪捜査規範の一部を改正する規則  
(国家公安委一二)

目次

- 号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（同九三）

內閣

- 貸金業法第三十三条第二項の規定に上

官戶事項

- 公示  
（金融庁）

目次

- 官事百

〔國會事項〕

- 高压ガス保安法第三十九条の十三に基づき認定高度保安実施者を認定し

## 裁判所 相続、八 特別清算

- 相続、公示催告、失踪、破産、免責  
特別清算、再三、所有者不明関係

## 規則

## 附則

○國家公安委員会規則第十一号  
警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十二日

國家公安委員会委員長 坂井 学

1～7 (略)

1～7 (略)

犯罪捜査規範の一部を改正する規則  
犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(通訳及び翻訳の場合の処置) <b>第182条</b> 捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載しなければならない。	(通訳及び翻訳の場合の処置) <b>第182条</b> 捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載することも、通訳人の署名押印を求めなければならない。
2 [略] 2 [同左]	2 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。  
の規則は、令和七年七月一日から施行する。

## 法規的指標

○經濟産業省告示第九十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の原产地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月十二日

經濟産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手續は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに

定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての經濟産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき經濟産業大臣の確認を受けるべきものであつて、その確認を受けないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするもの、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき經濟産業大臣の確認を受けるべきものであつて、その確認を受けないものを除く。)については、平成十四年十一月五日にインター・ラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証するものであることを証する書類をいう。）

の告示は、公布の日から施行する。

附則

(9)～(10) (略)

(9)～(10) (略)

(9)～(10) (略)

定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての經濟産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするもの、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき經濟産業大臣の確認を受けるべきものであつて、その確認を受けないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、インター・ラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

○海上保安庁告示第十三号  
　　航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、  
　　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二  
　　十四条の規定により、次のように告示する。

三 本船舶通航信号所が行う通常の操船を指示するものではない。四 公益社団法人西部海難防止協会管理する安全管理制度は、運河の航行規則に従事する安全管理制度が設置する。安全管理制度は、運河の航行規則に従事する安全管理制度が設置する。

その他告二

○外務省告示第二百十一号

日本国政府は、令和七年六月三日に、世界貿易機関事務局長に対し、「千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書」に附属する約束表の改善の効力を同年六月十日に発生させる旨の通告を行つた。よつて、同確認書は、同年六月十日に効力を生じた。

○経済産業省告示第九十一号  
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十三の認定をしたので、同法第七十  
四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣 武藤 容治

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定年月日
K H ネオケム株式会社 四日市工場 霞ヶ浦製造所	三重県四日市市霞一丁目四番地	令和六年十一月二十八日
E N E O S 株式会社 堺製油所	大阪府堺市西区築港浜寺町一番地	令和七年二月二十一日
丸善石油化学株式会社 千葉工場 北地区	千葉県市原市五井海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場 南地区	千葉県市原市五井南海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場 甲子地区	千葉県市原市五井南海岸十一番地二一	令和七年二月二十八日
○経済産業省告示第九十三号  高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する 令和七年六月十二日	令和七年二月二十八日	令和七年二月二十八日
ENEOS株式会社 川崎製油所（浮島北地区）	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定保安検査実施者
認定年月日	認定の種類	認定年月日
令和六年十二月二十日	認定保安検査実施者	認定年月日
武藤 容治	経済産業大臣	認定年月日

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

(四) 北九州市小浜町北野字塩屋七二一番四から同市小浜町 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所	日本ポリエチレン株式会社 大分工場	ノゾム県大分市大字中 洲二番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	二〇二四年十一月 二十四日
(三) (一) 道路の種類 一般国道	五十七号及び一百五十一号	U B E株式会社 宇部ケミカル工場藤曲地区	地曲山一千五百七十五番	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	二〇二七年一月 十三日
(三) (二) 道路の区域 区間	後別前 後前	日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区)	区神奈川県川崎市川崎一千五百七十五番 千鳥町十番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	二〇二七年二月 十七日

## ○国土交通省告示第四百六十二号

第一項の規定に基づき、令和七年五月二十八日付けをもつて次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十六号)第四十二条の九第一項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P-660号	油吸着材(マツ L C-A-65-S 下状のもの)	ダイニック株式会社	京都府京都市右京区西京極 大門26番地	

## ○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十二日

関東地方整備局長 岩崎 福久

五 路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	伊勢崎市赤堀今井町二丁目七七一一番一地先から同市赤堀表す部分のみ。八番一地先まで(ただし関係図面に崎河川国道事務所	関東地方整備局及び同局高

## ○九州地方整備局告示第八十五号

令和七年六月十二日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十二日

九州地方整備局長 森田 康夫

五 路線名	供用開始の区間	後別前 後前	敷地の幅員	延長
五十七号及び一百五十一号	北九州市小浜町北野字塩屋七二一番四から同市小浜町 図面縦覧場所	一一・五二一 一・五五七 〇〇キロメートル	五・八五 一・五五 〇・〇四 七七	メートル

## ○沖縄総合事務局告示第十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

沖縄総合事務局長 三浦健太郎

第1 起業者の名称 沖縄県  
第2 事業の種類 県道東風平豊見城線道路改築事業(沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内)

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業を認定した理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道東風平豊見城線道路改築事業」(以下「本件事業」という。)は、沖縄県豊見城市字高安前原から同市字翁長佐葉原までの延長3,280mの区間(以下「本件区間」)を全体区間とする事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第二百八十九号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道東風平豊見城線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により沖縄県が本路線の道路管理者になると、すでに本件事業を開始していることなどの理由から、起業者でもある沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄を起点とし、豊見城市字豊崎に至る9,156mの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊見城市は、県庁所在地である那覇市のベッドタウンとして市街化の進展が著しく、同市の中心市街地である字宜保は、市施行による「宜保土地区画整理事業」による整備が行われ住環境が整備されたことから、市役所、学校等の公共施設、各種店舗が沿道に連携している。また、第3次沖縄振興開発計画の主要プロジェクトとして、平成13年に埋立竣工された同市字豊崎は、多くの住宅やマンション等の住居施設が建設され、病院、学校等の公共施設等も整備され定住化が進んでいる。さらに豊崎美らSUNビーチ、リゾートホテル等の観光施設やレクリエーション施設が整備され、急速な市街地化が進展しており、観光客や県内他市町村からの訪問者の多い地域となっている。

しかしながら、本件区間にに対応する、県道256号線の同市字高安の豊見城交差点から同市字名嘉地の名嘉地交差点までの区間及び名嘉地交差点から同市字翁長の翁長北交差点までの区間(以下「現道」という。)は地域住民の地域内交通と観光等による通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況である。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、県道256号線の同市字高安から同市字名嘉地までの区間で20,883台/昼間12時間、混雑度は2.75、同市字名嘉地から同市字翁長までの区間で17,474台/昼間12時間、混雑度は1.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間と本路線の一部としてすでに供用済みの翁長北交差点から終点字豊崎に至る1,390m区間を介し一般国道331号豊見城道路と連結され、現道の通過交通が本件区間に分散されることなどから、同市内の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が令和2年9月に同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものとされている。

また、同調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧種Ⅰ類として掲載されているオキナワコキクガシラコウモリ、リュウキュウツミ、絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているカラスバト、クロイワトカゲモドキ、準絶滅危惧種として掲載されているオリイオコウモリ、ミサゴ、チュウサギ、カワセミ、シリケンイモリ、アマミタカチホヘビ、ハイ及びこれらの分類に該当しないオキナワオガエルの生息推定域とされている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、クスノハカエデ、準絶滅危惧種として掲載されているマツバラン、ハリツルマサキ、リュウキュウコクタンその他これらの分類に該当しない種が確認されている。本件事業が及ぼす影響の程度について予測したところ、動物については直接改変により影響を受ける箇所に生育環境が存在しない、または周囲に類似環境が存在し回避できること、植物については、直接改変により影響を受ける箇所は、自然環境ではなく人工的な環境である耕作地が多いこと等により、種への存続への影響は小さいまたはほとんどないと予測されている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は1箇所存在するが、起業者は埋蔵文化財が発見された場合等には、速やかに豊見城市教育委員会と連絡をとる等、その保護に必要な配慮を行うとのことである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第4種第1級の規格に基づく、一部現道拡幅、一部バイパス方式により、4車線で整備する事業であり、その事業計画は、同法令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である集落回避案及び集落内道路利用案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、路線延長、用地面積で過大となり、一部埋蔵文化財包蔵地に影響があるものの、可能な限り遺跡、古墳群を避け、住宅への騒音、振動は少なく、技術的な面で土工量が少なく、集落内を通過しないことから施工性に優れ、用地費、補償費の面でも安価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業の早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は、地域内交通と通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況から、本件事業を早急に施行する必要があると認められる。また、豊見城市をはじめとする南部市町村会より、本件事業の早期完成を求める強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の第2項規定による図面の経営場所 沖縄県豊見城市役所

## ○最高裁判所告示第一号

民事訴訟法（平成8年法律第百九号）第百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の中述を取り扱う裁判所が最高裁判所により次に掲げるものと定められたので、民事訴訟法第百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の中述等に関する規則（令和4年最高裁判所規則第一号）第一條第二項に基づき告示する。

令和七年六月十一日

最高裁判所長官 今崎 幸彦

裁判所 効力を生ずる日 全ての簡易裁判所 令和七年七月十七日

## ○東京都公安委員会告示第一百五十五号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十一日

東京都公安委員会委員長 廣瀬 道明

指定暴力団

令和四年六月十七日東京都公安委員会告示 第二百十号に係る指定番号「〇一一一一」の指定暴力団（住吉会）

変更前

主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿七丁目一十六番七号

変更後

主たる事務所の所在地 東京都港区芝浦一丁目十番八号

## 国会事項

## 衆議院

## 議案提出

六月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出）

## 議案送付

六月十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外國為替及び外國貿易法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件

## 質問書提出

六月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「ア・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書（竹上裕子提出）

スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書（八幡愛提出）

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書（八幡愛提出）

忘れられる権利の制度的整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書（太栄志提出）

## 報告書及び文書受領

六月十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書

く「令和七年度高齢社会対策」についての文書

障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告書

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告書

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通安全施策に関する計画」の報告書

教育基本法第十五条の規定に基づく「令和六年度教育推進施策」に関する報告書

又同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟から、次の報告書を受領した。

個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和六年度個人情報保護委員会年次報告書

六月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程  
午前十時開議  
令和七年六月十一日（水曜日）

第一 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度政税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

第二 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五 日本学術会議法案（内閣提出、衆議院送付）

第六 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

## 議案提出

六月十日衆議院から次の議案が提出された。  
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四九号）

六月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

議案付託

六月十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）

質問主意書提出

六月十日議員から次の質問主意書が提出された。

公用車の力一ナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一六五号）

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一六六号）

障害者支援の制度的空白に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一六七号）

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一六八号）

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書（浜田聰提出）（第一六九号）

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七〇号）

福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七一号）

正性に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七二号）

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七三号）

等に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七四号）

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七五号）

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聰提出）（第一七六号）

## 報告書提出

六月十日委員長から次の報告書を提出した。  
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

日本学術会議法案（閣法第三六号）審査報告書

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書

報告書及び文書受領

六月十日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書

第一項の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告書

第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書

第一項の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」に関する報告書及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度教育推進施策」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度個人情報保護委員会年次報告書」

第一項の規定に基づく「令和七年度個人情報保護委員会年次報告書」

第一項の規定に基づく「令和六年度食育推進施策」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和七年度食育推進施策」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度交通安全施策の現況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和七年度交通安全施策の現況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告書

第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書

登録番号	商号、名称又は氏名
(1)第13034号	株式会社日上資産管理
(1)第02158号	株式会社両備ファイナンス

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 (1)第31998号	YEN LOANS株式会社
岡山県知事 (1)第02158号	徳島県知事 (1)第00865号

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 (1)第32018号	ACCサポート株式会社 サン

令和7年5月21日付で、日本賃金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号 商号、名称又は氏名

東京都知事  
(2)第31812号

登録番号 商号、名称又は氏名

日本賃金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があつた業者

変更登録番号 商号、名称又は氏名（旧商号等）

登録番号 報告調査室内閣事務官

高坂 久夫

## 人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）内閣事務官）

防衛省に出向させる（六月十日）

## 官庁報告

### 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年六月十二日

賃金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項  
令和7年5月21日付で、日本賃金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 (1)第13034号	株式会社日上資産管理
岡山県知事 (1)第02158号	株式会社両備ファイナンス
東京都知事 (1)第32018号	徳島県知事 (1)第00865号

令和7年 4月1日	関東財務局長 (10)第01092号	株式会社L&Fアセットファイナンス（三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社）
令和7年 4月1日	関東財務局長 (8)第01271号	東武マーケティング株式会社（株式会社東武カードビジネス）
令和7年 4月1日	東京都知事 (1)第31952号	株式会社TASN INC ファンド（株式会社TNC ASSET MANAGEMENT）
令和7年 4月21日	東京都知事 (6)第30696号	トナン株式会社（トナン商興株式会社）

令和7年5月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
静岡県知事 (1)第01765号	有限会社オアシス
東北財務局長 (12)第00084号	株式会社東邦クレジットサービス
東京都知事 (7)第29428号	株式会社BIGサービス
東京都知事 (6)第31250号	株式会社MOFF
東京都知事 (2)第31778号	株式会社エレガントバンク
東京都知事 (2)第31862号	株式会社ボルテックス投資顧問

### 国際協議

#### 令和8年公認会計士試験の施行

令和8年公認会計士試験の施行について、次のとおり公告する。

令和7年6月12日

公認会計士・監査審査会会长 青木 雅明

1. 試験日時及び試験科目	令和8年公認会計士試験を次のとおり行う。
イ. 第Ⅰ回短答式試験	令和7年12月14日（日）
企 業 法	9：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監 査 論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00
ロ. 第Ⅱ回短答式試験	令和8年5月24日（日）
企 業 法	9：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監 査 論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00
ハ. 論文式試験	令和8年8月21日（金）
監 査 論	10：30～12：30
租 税 法	14：30～16：30
令和8年8月22日（土）	
会 計 学	10：30～12：30
会 計 学	14：30～17：30
令和8年8月23日（日）	
企 業 法	10：30～12：30
選択科目（1科目）	14：30～16：30 (経営学、経済学、民法、統計学)
2. 試験実施地	東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。
3. 出願	
（受付期間）	
第Ⅰ回短答式試験	令和7年8月29日（金）から同年9月18日（木）まで
第Ⅱ回短答式試験	令和8年2月2日（月）から同年2月24日（火）まで
（出願方法）	
公認会計士・監査審査会ウェブサイトから、公認会計士試験インターネット出願サイトにアクセスして出願を行うこと。	
（試験実施地）	（管轄財務局等）
東 京 都	関東財務局
大 阪 府	近畿財務局
北 海 道	北海道財務局
宮 城 県	東北財務局
愛 知 県	東海財務局
石 川 県	北陸財務局

廣 島 県	中国財務局
香 川 県	四国財務局
熊 本 県	九州財務局
福 岡 県	福岡財務支局
沖 縄 県	沖縄総合事務局
4. 法令等の適用日	解答に当たり適用すべき法令等は、原則として、第Ⅰ回短答式試験は令和7年4月1日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は令和8年4月1日現在施行（適用）のものとする。
5. 合格発表	
イ. 第Ⅰ回短答式試験	令和8年1月23日（金）（予定）
ロ. 第Ⅱ回短答式試験	令和8年6月19日（金）（予定）
ハ. 論文式試験	令和8年11月20日（金）（予定）
6. その他	受験手続等に関する詳細については、上記に定めるほか、公認会計士・監査審査会ウェブサイト及び令和8年公認会計士試験受験案内を参照すること。
	なお、天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。

#### 令和7年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

令和7年6月12日

観光庁長官 秋川 直也

1. 試験の種類	国内旅行業務取扱管理者試験
2. 試験地	47都道府県
3. 試験日時	令和7年9月4日（木）から同年9月26日（金）までの間で、受験者が選択した日時
4. 試験科目	試験は、次に掲げる科目について、C B T (Computer Based Testing) による方法（コンピューター上に試験問題を表示し、コンピューターから解答を入力する方法）で実施する。
	（1）旅行業法及びこれに基づく命令
	（2）旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

- (3) 国内旅行実務
  - ア. 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金
  - イ. 本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理
- 5. 受験手続
  - (1) 受験申請の方法及び受付期間
    - 一般社団法人全国旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和7年6月12日（木）から同年7月9日（水）までに申請されたものに限り受け付ける。
  - (2) 受験手数料等
    - ア. 試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料8,000円及びシステム利用料660円を、一般社団法人全国旅行業協会が指定する方法により支払うこと。
    - イ. 受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。
  - (3) 受験予約完了メール
    - 受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験予約完了メールを送信する。
- 6. 試験の一部免除
  - (1) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者
    - ア. 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者は、4.に掲げる試験科目のうち(1)の科目について、試験の免除を受けることができる。
    - イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータを提出すること。
  - (2) 令和6年度又は令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者
    - ア. 一般社団法人全国旅行業協会が令和6年度又は令和7年度に実施した国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者は、4.に掲げる試験科目のうち(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。
    - イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和6年度又は令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータを提出すること。

- (3) 令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者  
ア. 令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、4.に掲げる試験科目のうち(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。
- イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータ及び令和6年度若しくは令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータ又は令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。
- (4) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和6年度若しくは令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者  
ア. 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和6年度若しくは令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、4.に掲げる試験科目のうち(1)及び(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。

## 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月12日

国土交通大臣 中野 洋昌

測量の種類	実施時期	地 域	備 考
		都道府県	市、区、(郡)、町、村名
復旧測量	令和6年度	富 山 県	氷見市
"	"	石 川 県	七尾市
"	"	"	輪島市
"	"	"	珠洲市
"	"	"	羽咋市
"	"	"	かほく市
"	"	"	(河北郡) 津幡町
"	"	"	内灘町
"	"	"	(羽咋郡) 志賀町
"	"	"	宝達志水町
"	"	"	(鹿島郡) 中能登町
"	"	"	(鳳珠郡) 穴水町
"	"	"	能登町

- イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータ及び令和6年度若しくは令和7年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータ又は令和6年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。
7. 合格者の発表  
合格者の発表は、令和7年10月17日（金）（予定）に、ウェブサイト上に設定する個人ページで試験結果を通知する。
8. 合格証の交付  
令和7年10月31日（金）（予定）に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。
9. 試験事務の代行  
この試験の事務は、旅行業法第69条第1項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。  
名称 一般社団法人全国旅行業協会  
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目2番19号 赤坂シャスターストビル  
試験事務を行う事務所の所在地 住所に同じ
10. その他  
試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人全国旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

## 規制細則第111号

川崎市川崎区 劉潤京 昭和49年4月10日生 住所 東京都港区 賴傳明 昭和63年6月8日生 住所 大阪市淀川区 金広大 平成3年10月19日生 住所 神戸市東灘区 韓理娜 平成9年1月24日生 住所 兵庫県尼崎市 權智美 昭和52年3月29日生 住所 兵庫県小野市 吳慶太 昭和42年1月27日生 任聰美 昭和44年6月20日生 吳佑理 平成16年6月22日生 吳尚悟 平成21年4月5日生 住所 兵庫県姫路市 朴洋征 昭和19年9月21日生 金秀子 昭和23年2月6日生 住所 さいたま市浦和区 吳琦 平成4年8月1日生 住所 三重県伊賀市 安年道 昭和37年2月20日生 住所 東京都江東区 ソー・ミィン・アウン 昭和60年6月26日生 ナン・サ克拉・マイ 平成27年3月31日生 住所 川崎市多摩区 尹鐘夏 昭和46年6月24日生 住所 横浜市神奈川区 アンコン・シャハ 平成9年11月29日生 住所 神奈川県大和市 劉敏華 昭和58年5月12日生 住所 神奈川県平塚市 管思越 昭和63年10月9日生 住所 川崎市麻生区 シャザー・サラジ 平成4年1月7日生 住所 横浜市緑区 アマン・チャプラ 平成4年12月13日生 住所 横浜市神奈川区 サオ・ウイ・チャン 平成7年8月30日生 住所 川崎市中原区 田村希瞳 昭和60年7月10日生 住所 兵庫県西宮市 吳明珍 昭和24年1月28日生 住所 兵庫県宝塚市 義徳日扎那 昭和62年10月17日生
--

住所 神戸市灘区  
潘尚美 昭和39年11月7日生  
薛舞綾 平成10年6月2日生  
住所 岡山県瀬戸内市  
薛舞衣 平成10年6月2日生  
住所 東京都江戸川区  
楊陽 昭和63年11月28日生  
住所 群馬県吾妻郡嬬恋村  
ビサル・アマガイ 平成2年11月19日生  
ビモチャン・アマガイ 令和4年3月8日生  
住所 岐阜県大垣市  
王世全 昭和62年6月17日生  
住所 東京都東久留米市  
梁貝葉 平成元年11月24日生  
梁青羽 令和5年7月18日生  
住所 東京都新宿区  
黄超 昭和62年2月27日生  
住所 東京都墨田区  
キン・キン・ピヨー 平成8年10月21日生  
住所 群馬県高崎市  
楊林青 昭和33年4月24日生  
住所 京都市伏見区  
趙成在 昭和53年9月25日生  
住所 京都市西京区  
李敬子 昭和26年10月30日生  
住所 京都府長岡京市  
李幸子 昭和35年8月10日生  
住所 京都市北区  
高聖愛 昭和60年3月14日生  
住所 京都市下京区  
朴辰起 平成12年10月24日生  
住所 京都市中京区  
李知美 昭和51年10月4日生  
金遼真 平成18年1月19日生  
金紗彩 平成21年2月28日生  
住所 東京都大田区  
劉曉 昭和55年4月27日生  
住所 川崎市中原区  
季燦 平成13年12月3日生  
住所 神奈川県小田原市  
シズカ・ローガン・スエムラ 昭和64年1月1日生  
リュウイチ・マヴィズ・スエムラ・アブレラ 平成28年1月30日生  
リュナ・メイヴィズ・スエムラ・アブレラ 令和4年8月26日生

住所 岡山市中区  
迪力木拉提艾力 平成7年5月13日生  
住所 東京都品川区  
单佳華 平成11年10月22日生  
住所 東京都墨田区  
王紹禹 平成元年9月12日生  
住所 京都市南区  
于再治 平成8年4月20日生  
住所 東京都江戸川区  
張雨軒 平成7年6月6日生  
住所 東京都新宿区  
楊光源 昭和46年3月12日生  
住所 東京都目黒区  
ジュリュス・バララム・エスクアドロ・フェンチス 平成6年9月16日生  
住所 東京都江東区  
ローランド・カール・タババ 平成6年3月1日生  
住所 東京都日野市  
ダニエラ・ミワ・アメミヤ 昭和59年2月2日生

## 公 告

### 諸 訴 懇

### 工 場 財 団

大垣市上石津町乙坂130番地1 株式会社 J—M  
AXの大垣市上石津町乙坂字池田130番地1 株式会社 J—MAX 上石津工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年6月12日 岐阜地方法務局大垣支局

大垣市上石津町乙坂130番地1 株式会社 J—M  
AXの大垣市浅西三丁目22番地22株式会社 J—MAX 浅西工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年6月12日 岐阜地方法務局大垣支局

大垣市上石津町乙坂130番地1 株式会社 J—M  
AXの大垣市上石津町牧田字二又2947番地1 株式会社 J—MAX 養老工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年6月12日 岐阜地方法務局大垣支局

### 所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第2項による届出があったので、同法第180条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月12日 麻布税務署長 豊間根 岳  
届出した者 DVBトランスポート・ファイナンス・リミテッド  
事務所等の名称 DVBトランスポート・ファイナンス・リミテッド  
事務所等の所在地 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル12階

責任者の氏名 床井 秀史  
証明書の有効期限 令和8年6月10日

### 所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第2項による届出があったので、同法第214条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月12日 武藏野税務署長 広瀬 誠二  
届出した者 後藤 玲子  
事務所等の名称 後藤 玲子  
事務所等の所在地 東京都杉並区荻窪2-20-7  
コスモ荻窪ロイヤルコート  
301号室

責任者の氏名 後藤 玲子  
証明書の有効期限 令和9年12月22日

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年（家）第70146号

東京都江戸川区平井4-18-20-302  
申立人 岩根 祥子  
本籍東京都足立区千住3丁目1番地、最後の住所東京都足立区日ノ出町27番1-1007号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和6年5月2日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和12年11月24日、職業自営業被相続人 亡 鈴木 康之  
事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座DTビル4階千葉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 片岡 武  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
東京家庭裁判所

### 令和7年（家）第70163号

東京都中央区銀座6丁目17番1号  
申立人 東京信用保証協会  
本籍栃木県小山市西城南1丁目9番地1、最後の住所東京都新宿区市谷本村町3番25-201号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和5年12月3日、出生の場所中国遼寧省瀋陽市、出生年月日昭和56年8月30日、職業会社役員  
被相続人 亡 野崎 良博  
事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座DTビル4階 千葉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 千葉 道則  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
東京家庭裁判所

### 令和7年（家）第70336号

神奈川県横浜市西区桜木町7丁目45番地6  
ドーミー横浜B625号  
申立人 重田 一平  
本籍東京都台東区東浅草1丁目5番地1、最後の住所東京都台東区東浅草1丁目3番7号、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日令和6年3月11日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和16年1月2日、職業不明  
被相続人 亡 久保田 昂  
事務所東京都渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル802号室 新宿南法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 土肥 尚子  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70525号

茨城県筑西市小林35番地仙石荘1号棟  
申立人 佐藤 和美

本籍東京都足立区中央本町2丁目52番地、最後の住所東京都足立区足立3丁目17番3号皐月荘105号室、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和5年1月20日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和46年3月28日、職業不詳

被相続人 亡 佐藤 久志

事務所東京都目黒区自由が丘2丁目17番1号ラビスA.S.402自由が丘菊地法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菊地 美穂  
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70730号

東京都江戸川区西葛西6丁目8番15号 エステート潤3階  
申立人 大星 太郎

本籍東京都江東区福住1丁目5番、最後の住所東京都葛飾区新小岩1丁目22番11-602号カワノマンション新小岩、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和37年8月14日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 光代

事務所東京都港区赤坂4丁目9番17号赤坂第一ビル12階 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐野 周造

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70808号

東京都文京区本郷3丁目31番3号 本郷スズヨシビル4階  
申立人 斎藤 敏博

本籍東京都荒川区東尾久1丁目264番地、最後の住所東京都荒川区荒川5丁目47番2号花の木ハイム荒川、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所東京都東京本所区、出生年月日大正14年9月19日、職業無職

被相続人 亡 杉本 梅子

事務所東京都文京区本郷2-27-2 東眞ビル4階 ヒューマンネットワーク三森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三森 敏明  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70830号

東京都世田谷区宮坂2-12-14

申立人 山方 知幸  
本籍新潟県新潟市南区能登2丁目302番地、最後の住所東京都世田谷区宮坂3丁目20番7号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和7年1月12日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和29年1月4日、職業無職

被相続人 亡 須藤 達郎

事務所東京都中央区日本橋兜町5番1号 兜町第1平和ビル6階 日本橋フォーラム綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宗岡 慶太

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70869号

東京都新宿区新宿2-11-11

申立人 近藤 明美  
本籍宮城県岩沼市下野郷字館外307番地、最後の住所東京都新宿区新宿2丁目13番6号光亜ビル701、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年11月12日、出生の場所宮城県名取郡玉浦村、出生年月日昭和27年10月1日、職業不動産賃貸業

被相続人 亡 浅野 金六

事務所東京都千代田区麹町3丁目4番地麹町K-118ビル5階 富岡総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 富岡 武彦

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第8820号

石川県かほく市秋浜二の21番地8

申立人 宮坂 敏彦  
本籍石川県河北郡七塚町字秋浜ホ31番地、最後の住所石川県河北郡七塚町字秋浜ニ21番地8、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成14年7月22日、出生の場所石川県河北郡七塚町、出生年月日昭和8年10月6日、職業無職

被相続人 亡 宮坂 和由

事務所石川県金沢市大手町15番32号 アイビーガーデン大手町303号 金沢みらい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島田 明子  
催告期間満了日 令和8年1月9日  
金沢家庭裁判所

## 令和7年(家)第8985号

東京都千代田区岩本町2丁目11番2号

申立人 東京シティリアルエステート株式会社  
本籍石川県金沢市黒田2丁目154番地、最後の住所石川県白山市北安田町5347番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所石川県輪島市、出生年月日昭和35年8月11日、職業無職

被相続人 亡 山田 博子

事務所石川県金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル502号 金沢あおば法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 向峠 仁志

催告期間満了日 令和8年1月9日

金沢家庭裁判所

## 令和6年(家)第456号

岩手県久慈市八日町1丁目1番地

申立人 県北広域振興局 局長 佐々木 哲  
本籍青森県八戸市小中野8丁目350番地、最後の住所青森県八戸市壳市1丁目12番8号秀和マンション105、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成29年5月22日、出生の場所岩手県九戸郡内村、出生年月日大正10年5月7日、職業無職

被相続人 亡 中田ミトリ

岩手県九戸郡洋野町種市第23地割62番地8

相続財産清算人 司法書士 野里 壽史  
催告期間満了日 令和8年1月13日

青森家庭裁判所八戸支部

## 令和7年(家)第4022号

岩手県奥州市水沢字寺小路26番地

申立人 増長寺  
本籍岩手県奥州市水沢字寺小路33番地、最後の住所岩手県奥州市水沢字寺小路33番地、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和6年9月1日から10日までの間、出生の場所岩手県水沢市、出生年月日昭和47年4月15日、職業不明

被相続人 亡 吉田 貴弘

事務所岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町42番地弁護士法人岩手銀河法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 熊澤麻衣子

催告期間満了日 令和7年12月20日  
盛岡家庭裁判所水沢支部

## 令和7年(家)第20029号

群馬県桐生市錦町2丁目15番21号

申立人 桐生信用金庫  
本籍群馬県伊勢崎市中町769番地3、最後の住所群馬県伊勢崎市中町769番地3、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所北海道上川郡美瑛町、出生年月日昭和24年12月14日、職業会社員  
被相続人 亡 松本 育子  
群馬県太田市浜町3番6号 太田商工会議所会館4階 りょうもう法律事務所  
相続財産清算人 神谷 保夫  
催告期間満了日 令和7年12月23日

前橋家庭裁判所

## 令和7年(家)第1544号

富山市下新北町19番23号

申立人 田町 明男  
本籍富山県滑川市柳原45番地1、最後の住所富山県滑川市柳原45番地1、死亡の場所富山県滑川市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所富山県新湊市、出生年月日昭和43年10月12日、職業会社員  
被相続人 亡 石倉 壽孝

富山市婦中町速星958-2 オパール速星I-101 江藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 江藤 恭介  
催告期間満了日 令和7年12月26日

富山家庭裁判所

## 令和7年(家)第1252号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申立人 アピリオ債権回収株式会社  
本籍山梨県甲府市塩部1丁目188番地、最後の住所山梨県甲府市下飯田3丁目4番18号、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年2月2日頃、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和34年7月4日、職業不明  
被相続人 亡 深沢 孝治

事務所山梨県甲府市相生1丁目1番5号 甲府西川ビル 塙原法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 塙原 一也  
催告期間満了日 令和7年12月26日

甲府家庭裁判所

**令和7年(家)第7078号**  
名古屋市中村区椿町7番9号  
申立人 愛知県信用保証協会  
本籍名古屋市港区十一屋3丁目98番地、最後の住所名古屋市港区十一屋3丁目98番地、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和6年1月27日、出生の場所岐阜県吉城郡国府村、出生年月日昭和6年8月1日、職業不明  
被相続人 亡 由井 清廣  
事務所名古屋市中区栄2丁目8番12号 伏見K Sビル2階 異相・村瀬法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 異相 武大  
催告期間満了日 令和8年1月9日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7217号**  
東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫  
本籍福井県丹生郡越前町厨第12号72番地、最後の住所名古屋市守山区小六町18番19号宝マンション千代田橋第2 303号、死亡の場所名古屋市守山区、死亡年月日令和4年9月19日、出生の場所福井県丹生郡越前町、出生年月日昭和53年10月31日、職業不詳  
被相続人 亡 仲保 誠  
事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番5号F L E Z I O L A 2階 ウィル総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中子 祐矢  
催告期間満了日 令和8年1月9日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第160号**  
滋賀県高島市安曇川町中央2-1-13  
申立人 枝 美智子  
本籍滋賀県高島市今津町保坂545番地3、最後の住所滋賀県高島市今津町保坂545番地3、死亡の場所滋賀県高島市、死亡年月日令和4年6月5日、出生の場所滋賀県高島郡三谷村、出生年月日昭和12年8月27日、職業無職  
被相続人 亡 木又 光男  
大津市坂本6丁目8番9号  
相続財産清算人 弁護士 岩崎 敏郎  
催告期間満了日 令和8年1月28日  
大津家庭裁判所高島出張所

**令和7年(家)第628号**  
京都市西京区大原野上里紅葉町6番地の16  
申立人 菊田千津子  
本籍京都府長岡市今里4丁目7番、最後の住所京都府長岡市今里4丁目7番14号、死亡の場所京都府長岡市、死亡年月日令和4年6月18日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和27年3月20日、職業無職  
被相続人 亡 灌口 悅男  
事務所京都市中京区麁屋町通丸太町下ル舟屋町407番地 長栄ビル5階 植松・鈴木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 掛谷 弥生  
催告期間満了日 令和7年12月26日  
京都家庭裁判所

**令和7年(家)第80486号**  
岡山県岡山市中区湊447番地5  
申立人 宮本智恵子  
本籍大阪府摂津市東別府4丁目217番地9、最後の住所大阪府大阪市東淀川区瑞光4丁目11番32-112号、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、死亡年月日令和6年5月18日、出生の場所中国北京市内一区、出生年月日昭和14年11月10日、職業無職  
被相続人 亡 岡口 繁男  
大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館7階  
相続財産清算人 弁護士 宮藤 幸一  
催告期間満了日 令和8年1月23日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第40113号**  
鳥取市相生町2丁目304番地  
申立人 松本 達  
本籍広島県山県郡北広島町寺原2427番地、最後の住所神戸市垂水区狩口台4丁目42番501号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日令和6年7月1日頃から10日頃までの間、出生の場所神戸市灘区、出生年月日昭和22年3月21日、職業無職  
被相続人 亡 黒井 啓子  
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階  
弁護士法人東町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 上谷 佳宏  
催告期間満了日 令和8年1月9日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40149号**  
神戸市東灘区岡本1丁目5番14号  
申立人 株式会社甲南土地建物  
本籍神戸市中央区相生町5丁目23番地、最後の住所神戸市東灘区本山北町5丁目19番8号、死亡の場所神戸市東灘区、死亡年月日令和6年10月2日頃、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和9年3月1日、職業不動産賃貸業  
被相続人 亡 宮永 靖子  
神戸市中央区西町35番地 三井神戸ビル2階  
新神戸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山本佳世子  
催告期間満了日 令和8年1月9日  
神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第11号**  
兵庫県豊岡市中央町17番8号  
申立人 但馬信用金庫  
本籍兵庫県朝来市山東町溝黒186番地、最後の住所兵庫県朝来市和田山町土田621番地1、死亡の場所兵庫県朝来市、死亡年月日令和4年10月27日、出生の場所兵庫県朝来郡與布土村、出生年月日昭和17年2月5日、職業個人事業主  
被相続人 亡 足立 好美  
事務所兵庫県豊岡市弥栄町1番10号 弁護士法人生駒法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野崎奈央子  
催告期間満了日 令和8年1月6日  
神戸家庭裁判所豊岡支部

**令和7年(家)第1043号**  
大阪府枚方市長尾谷町2丁目606番地  
申立人 森川 佳宥  
本籍奈良県橿原市八木町1丁目503番地2、最後の住所奈良県橿原市山之坊町611番地、死亡の場所奈良県磯城郡田原本町、死亡年月日令和5年10月1日、出生の場所奈良県高市郡八木町、出生年月日昭和14年4月27日、職業無職  
被相続人 亡 栗岡 邦夫  
奈良市花芝町9番地の2 川崎ビル 弁護士法人 川崎法律事務所  
相続財産清算人 片山 賢志  
催告期間満了日 令和8年1月6日  
奈良家庭裁判所葛城支部

**令和7年(家)第29号**  
鳥取県鳥取市宮長205番地58  
申立人 森下 恵子  
本籍鳥取県鳥取市気高町睦逢452番地、最後の住所鳥取県鳥取市気高町睦逢452番地、死亡の場所鳥取市、死亡年月日平成30年9月11日、出生の場所鳥取県気高郡鹿野町、出生年月日昭和42年4月4日、職業自営業  
被相続人 亡 田中 正貢  
鳥取県鳥取市南吉方1-63-1 農協共済福祉事業団第2ビル2階三谷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小松 哲也  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第37号**  
鳥取県倉吉市清谷町1丁目18番地カーサフェリオ202号室  
申立人 青木まゆみ  
本籍鳥取県鳥取市河原町山手96番地3、最後の住所鳥取県鳥取市鹿野町今市1078番地鳥取県立鹿野からみ園、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和6年12月14日、出生の場所鳥取県八頭郡国英村、出生年月日昭和24年7月14日、職業無職  
被相続人 亡 倉信 敏子  
鳥取県鳥取市片原2丁目108番地エステートビル2階菜の花総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 今田 慶太  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第46号**  
鳥取県鳥取市若葉台北2丁目9番10号  
申立人 三浦 敦  
本籍鳥取県鳥取市美和167番地、最後の住所鳥取県鳥取市寿町784番地8小谷ハイツ106号、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日推定平成19年6月20日、出生の場所鳥取県岩美郡米里村、出生年月日昭和19年1月27日、職業無職  
被相続人 亡 三浦 衛  
鳥取県八頭郡八頭町郡家殿424  
相続財産清算人 弁護士 石破 徹  
催告期間満了日 令和8年1月5日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第52号**  
 烏取県八頭郡八頭町皆原156番地  
 申立人 幸本 祥子  
 本籍鳥取県鳥取市行徳2丁目553番地、最後の住所鳥取県鳥取市行徳2丁目553番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和7年1月18日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和23年2月8日、職業無職  
 被相続人 亡 寺谷 喜正  
 鳥取県鳥取市片原2丁目108番地エステートビル2階弁護士法人菜の花法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 西橋 省吾  
 催告期間満了日 令和8年1月5日  
 鳥取家庭裁判所  
**令和7年(家)第30085号**  
 岡山県瀬戸内市邑久町豊原205番地9  
 申立人 三木 洋子  
 本籍岡山県岡山市東区邑久郷2305番地、最後の住所岡山県岡山市東区邑久郷2305番地、死亡の場所岡山県岡山市東区、死亡年月日令和7年1月1日、出生の場所岡山県邑久郡牛窓町、出生年月日昭和38年4月21日、職業自営業  
 被相続人 亡 阿部 修  
 事務所岡山市北区南方3丁目8番41号  
 相続財産清算人 弁護士 原田 幸治  
 催告期間満了日 令和7年12月29日  
 岡山家庭裁判所  
**令和7年(家)第30094号**  
 岡山市南区藤田579番地21  
 申立人 特定非営利活動法人おかやま成年後見サポートセンター  
 本籍岡山県岡山市北区七軒町15番地、最後の住所岡山県岡山市北区門前384番地2ニチイケアセンター岡山門前Ⅱ、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和12年2月2日、職業無職  
 被相続人 亡 小西美智子  
 事務所岡山市北区蕃山町3番7号両備蕃山町ビル8階  
 相続財産清算人 弁護士 石倉 尚  
 催告期間満了日 令和7年12月29日  
 岡山家庭裁判所  
**令和7年(家)第30111号**  
 岡山県岡山市北区春日町5番6号  
 申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所

本籍岡山県岡山市北区大安寺中町14番、最後の住所岡山県岡山市中区四御神836番地東ヶ丘市営住宅C512-1、死亡の場所岡山県津山市、死亡年月日令和6年11月1日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和41年2月26日、職業無職  
 被相続人 亡 土井 勇作  
 事務所岡山市北区春日町5番6号  
 相続財産清算人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
 催告期間満了日 令和7年12月29日  
 岡山家庭裁判所  
**令和7年(家)第5036号**  
 岡山県総社市総社3丁目11番20号  
 申立人 平田 真也  
 本籍岡山県総社市井尻野2654番地、最後の住所岡山県総社市井尻野2654番地、死亡の場所岡山県総社市、死亡年月日令和6年9月18日、出生の場所岡山県吉備郡穂井田村、出生年月日昭和7年1月4日、職業無職  
 被相続人 亡 出原 里美  
 岡山県笠岡市笠岡2481番地15司法書士法人備中サポートセンター  
 相続財産清算人 司法書士 中田 智明  
 催告期間満了日 令和7年12月26日  
 岡山家庭裁判所倉敷支部  
**令和7年(家)第30108号**  
 広島県東広島市志和町七条樋坂55番地1  
 申立人 柏木なゝ美  
 本籍広島県東広島市志和町七条樋坂54番地、最後の住所広島県東広島市志和町七条樋坂55番地1、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所広島県賀茂郡西志和村、出生年月日昭和22年3月7日、職業農業  
 被相続人 亡 柏木 秀博  
 事務所広島県東広島市西条昭和町13番34号  
 相続財産清算人 司法書士 井町 良治  
 催告期間満了日 令和8年1月7日  
 岡山家庭裁判所  
**相続権主張の催告**  
 次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年(家)第30073号**  
 茨城県水戸市五軒町1丁目5番48 中村ビル3階 木名瀬法律事務所  
 申立人 小松原裕介  
 本籍茨城県鉾田市造谷1529番地38、最後の住所茨城県鉾田市造谷1529番地38、死亡の場所茨城県鉾田市、死亡年月日令和2年9月30日、出生の場所茨城県鉾田市、出生年月日昭和37年5月9日、職業農業  
 被相続人 亡 野原 量也  
 催告期間満了日 令和7年12月23日  
 水戸家庭裁判所  
**令和7年(家)第30028号**  
 広島県福山市若松町7番8号杉原ビル3階西  
 申立人 相続財産清算人 弁護士 片山 博矢  
 本籍広島県福山市内海町38番地1、最後の住所広島県福山市内海町38番地1、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日推定平成29年1月17日、出生の場所広島県沼隈郡横島村、出生年月日昭和21年9月14日、職業不明  
 被相続人 亡 平岡 謙  
 催告期間満了日 令和7年12月31日  
 広島家庭裁判所福山支部  
**公示催告**  
 次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。  
**令和7年(家)第6号**  
 名古屋市千種区今池南10-7-1  
 申立人 DOUBLISTこと 村瀬 慎二  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月11日  
 令和7年5月21日 名古屋簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 約束手形 1通  
 手形番号 B S 75043  
 金額 474,100円  
 支払期日 令和7年2月27日  
 支払地 名古屋市  
 支払場所 株式会社三菱UFJ銀行名古屋営業部  
 振出日 令和6年10月31日  
 振出地 名古屋市

振出人 トヨタモビリティ東名古屋株式会社  
 代表取締役 山口 峰伺  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人  
**令和7年(家)第8号**  
 岐阜県土岐市土岐口5丁目34番地  
 申立人 岐東ビジネスサービス株式会社  
 代表者代表取締役 鈴木 雅貴  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月11日  
 令和7年5月21日 名古屋簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 約束手形 1通  
 手形番号 S J 76441  
 金額 114,003円  
 支払期日 令和6年11月30日  
 支払地 名古屋市  
 支払場所 株式会社りそな銀行名古屋支店  
 振出日 令和6年7月19日  
 振出地 愛知県春日井市  
 振出人 昭和セラミックス株式会社 代表取締役 亀谷 真司  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人  
**失踪宣告**  
**令和6年(家)第25号**  
 本籍三重県尾鷲市名柄町435番地、最後の住所三重県尾鷲市名柄町435番地  
 不在者 平尾 弘人  
 昭和14年2月5日生  
 令和7年5月17日失踪宣告審判確定  
 津家庭裁判所尾鷲出張所裁判所書記官  
**令和6年(家)第502号**  
 本籍大阪府八尾市南本町6丁目101番地、最後の住所奈良県生駒郡三郷町信貴南畠1丁目1番1号養護老人ホーム三室園  
 不在者 小松 廣通  
 昭和20年5月5日生  
 令和7年5月17日失踪宣告審判確定  
 奈良家庭裁判所裁判所書記官  
**令和6年(家)第278号**  
 本籍大分市六坊北町4455番地2、最後の住所大分市六坊北町5番15-7号  
 不在者 岡本 利幸  
 昭和12年4月6日生  
 令和7年5月17日失踪宣告審判確定  
 大分家庭裁判所裁判所書記官

## 失踪宣告取消

令和6年(家)第9373号

本籍東京都板橋区東山町37番、住所東京都板橋区東山町37番3号

失踪者 加増 浩一

昭和35年3月27日生

令和7年5月16日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第771号

本籍熊本県葦北郡津奈木町大字福浜1716番地、住所堺市堺区出島町3丁6-16-201

出島文化

申立人(失踪者) 田嶋壯一郎

昭和26年9月11日生

令和7年5月16日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第47号

福島県いわき市小名浜岡小名字小館72-3

債務者 株式会社B A C E

代表者代表取締役 鈴木 洋介

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 學人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第30号

長野県佐久市八幡1074番地3

債務者 有限会社松田工業

代表者代表取締役 松田 勝夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大草 貞嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時

長野地方裁判所佐久支部

## 令和7年(フ)第160号

川崎市幸区中幸町4丁目9番地5ウエストコート中幸町301

債務者 株式会社K M R

代表者代表取締役 木村 齊

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 床呂 正彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時50分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第251号

(相続開始時の住所) 川崎市多摩区南生田7丁目7番1-253号

債務者 被相続人亡篠田章相続財産

特別代理人 犬野 直哉

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 尚
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第891号

名古屋市中区栄5丁目26番36号 GS栄Ⅱビル6階

債務者 株式会社マックプランナー

代表者代表取締役 舟井 健

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朴 憲洙
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後3時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第776号

東京都小金井市前原町3丁目2番31号

債務者 株式会社Y C 小金井西部

代表者代表取締役 佐藤 義弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田原 遊太

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第811号

東京都稲城市大丸125番地の17

債務者 ヨコタサービス工業株式会社

代表者代表取締役 横田 正子

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤わかな

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第338号

(最後の住所) 神奈川県厚木市三田3丁目17番30号

債務者 亡水出誠一相続財産

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第71号

青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井118番地4

債務者 有限会社川口あんばん

代表者代表取締役 川口 健榮

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原大記
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時

青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(フ)第183号

静岡県伊豆の国市南條836番地の2

債務者 有限会社介援隊

代表者代表取締役 長池 洋

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 孝士
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第20号

愛媛県今治市波方町波方甲1614番地4、前住 所愛媛県今治市松本町1丁目8番地1

債務者 株式会社眞鍋組

代表者代表取締役 眞鍋 志郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八島 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分

松山地方裁判所今治支部

## 令和7年(フ)第233号

兵庫県加古川市加古川町稻屋332番地の12

債務者 株式会社ミタリ

代表者代表取締役 木前 正紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時50分

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第234号

兵庫県加古川市加古川町木村20番地の1前川ビル1階

債務者 株式会社リシン

代表者代表取締役 木前 正紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時40分

神戸地方裁判所姫路支部

<p><b>令和7年(フ)第418号</b> 大阪府河内長野市喜多町416-31番地 債務者 株式会社JIN 代表者代表取締役 玉置 昭勝 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 潤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第81号</b> 北海道釧路市星が浦南1丁目5番14号 債務者 有限会社田中重機興業 代表者取締役 田中 哲也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅地 理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時30分 　　釧路地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第77号</b> 兵庫県宝塚市逆瀬川1丁目2番1号アピアⅠ(3階) 債務者 ふくみや産業株式会社 代表者代表取締役 白石 裕二 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時45分 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第109号</b> 大阪市此花区四貫島2-1-9 債務者 株式会社E11eNa 代表者代表取締役 新家 舞 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北 祐輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時45分 　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第352号</b> 広島市西区田方3丁目909番地1-1523 債務者 サニーライフ合同会社 代表者代表社員 岡田 正成</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友清 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分 　　広島地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和7年(フ)第264号</b> 岡山市北区尾上1781番地 債務者 江口被服有限会社 代表者代表取締役 江口 美生 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時30分 　　岡山地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第106号</b> 秋田県男鹿市脇本浦田字坂ノ上139番地の1 債務者 社会福祉法人男鹿偕生会 代表者理事長 佐藤 哲彦 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 　　秋田地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第145号</b> 徳島県鳴門市大麻町東馬詰字参番越28番地1 債務者 サカガワ電産株式会社 代表者代表取締役 森野 一郎 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 晋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 　　徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第147号</b> 徳島県鳴門市大麻町東馬詰字参番越28番地1 債務者 フォレストフィールド株式会社 代表者代表取締役 森野 一郎 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 晋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 　　徳島地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第773号</b> 札幌市豊平区美園5条3丁目1番2号 債務者 奥村商事株式会社 代表者代表取締役 木幡 佳苗 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹間 朗子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時 　　札幌地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和7年(フ)第155号</b> 奈良市帝塚山1丁目1番10-203号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区瓜破2丁目1番6号ウェルバード瓜破404号 債務者 樹商事株式会社 代表者代表取締役 植田 英樹 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田辺 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時 　　奈良地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第189号</b> 岡山市北区今6丁目8番22号(202号) 債務者 株式会社ワン ソリューション 代表者代表取締役 門野 真治 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 　　岡山地方裁判所第3民事部</p> <p><b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p><b>令和7年(フ)第28号</b> 岩手県一関市藤沢町藤沢字黒石39番地 債務者 小野寺文人 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤津 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 　　徳島地方裁判所民事部</p>	<p><b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日</b> 令和7年9月22日午後2時 <b>6 免責意見申述期間</b> 令和7年8月4日まで 　　盛岡地方裁判所一関支部</p> <p><b>令和7年(フ)第20号</b> 秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地 新堀住宅A-10-6、住民票上の住所秋田県鹿角市花輪字大曲17番地2 債務者 浅石 俊一 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緑川 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 　　秋田地方裁判所大館支部</p> <p><b>令和7年(フ)第119号</b> 徳島県板野郡北島町中村字本須98番地13、旧住所徳島県板野郡北島町鯛浜字かや25番地11 債務者 石川 晋也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 折野 征平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 　　徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第21号</b> 福岡県飯塚市伊岐須309番地10 チエルシー1-6 債務者 濑野 智彦 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　福岡地方裁判所飯塚支部民事部</p>
--	---	--	---

## 令和7年(フ)第5号

石川県野々市市扇が丘9-20 扇が丘ビル403号、住民票上の住所石川県珠洲市飯田町10部15番地

債務者 多間 利一

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀江 重尊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで  
金沢地方裁判所輪島支部

## 令和7年(フ)第1034号

名古屋市緑区乗鞍3丁目137番地の1 ヴィンヤード101号、従前の住所名古屋市千種区下方町7丁目20番地の1 ロイヤルアーク北覚王山504号

債務者 木村メンタルクリニックこと 木村仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三輪 陽介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第4号

岩手県宮古市老木第30地割11番地

債務者 佐々木孝志

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉水 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

## 令和7年(フ)第24号

岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地274 ホーブヒルズ2号

債務者 内館 寛幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 良啓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

## 令和7年(フ)第35号

秋田県大館市字八幡沢岱34番地15 ホワイトハイツ B号室、借入時の住所秋田県大館市比内町笹館字中沼田54番地

債務者 吉原 泉

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第9号

岩手県宮古市西町3丁目1番2号

債務者 大槌 聖那

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 泰義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

## 令和7年(フ)第150号

奈良市敷島町2丁目502番地の9

債務者 谷口 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 育司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで  
奈良地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第73号

青森県八戸市日計1丁目5番A2-12号 市営住宅

債務者 武山 利雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須永 道夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

## 令和7年(フ)第35号

秋田県大館市字八幡沢岱34番地15 ホワイト

ハイツ B号室、借入時の住所秋田県大館市

比内町笹館字中沼田54番地

債務者 吉原 泉

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第9号

岩手県宮古市西町3丁目1番2号

債務者 大槌 聖那

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 泰義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
青森地方裁判所十和田支部

## 令和7年(フ)第279号

神奈川県平塚市北金目1丁目7番3号 クロシエット アルブル101号

債務者 斎藤 峻

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第1105号

名古屋市天白区植田山3丁目1609番地 大久手テラス307号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷25番地5 グローリアス和合東602号

債務者 富田 博

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 夏目 久樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第98号

広島県福山市霞町3丁目4番28号

債務者 三原 伸二

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小島 崇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時10分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第22号

兵庫県宍粟市山崎町鹿沢179番地5 キャッスルコート鹿沢304号

債務者 栗蔭 敏樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩野 正和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで  
神戸地方裁判所龍野支部

<b>令和7年(フ)第19号</b> 鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安338番地 債務者 藤吉 和政 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 泰弘 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	<b>令和7年(フ)第16号</b> 兵庫県川西市清和台西3丁目2番地の93、(申立時の住所)兵庫県尼崎市額田町18番5—104号 債務者 渡邊 大貴 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嘉藤 嘉咲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高桑 リエ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 松山地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第23号</b> 山形県東根市大林2丁目1番2号 オランダ村—313 債務者 東海林朔良 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 山形地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第236号</b> 兵庫県尼崎市南塚口町5丁目1番1—403号 債務者 坂口 裕昭 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 正木 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉井 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 松山地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第87号</b> 山形県東根市白水2丁目4番7号 債務者 浅野目浩二 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒金 一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 山形地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第95号</b> 広島県福山市神辺町字湯野252番地7 債務者 西山林業こと 西山 明男 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沼田 大助 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 高知地方裁判所破産係	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<b>令和7年(フ)第95号</b> 三重県津市白山町二本木1001番地310 債務者 輝建こと 中村 慎次 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 正朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 津地方裁判所破産係	<b>令和7年(フ)第19号</b> 徳島県阿南市那賀川町大京原824番地7 債務者 篠原 直人 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 千夏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 雄輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
<b>令和7年(フ)第146号</b> 愛媛県松山市和気町1丁目421番地1 トリ アンダルム201号 債務者 光宗 将隆	<b>令和7年(フ)第146号</b> 愛媛県伊予郡松前町大字出作177番地 債務者 弓達 央和 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉井 秀樹 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾山 望 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第57号</b> 北海道北見市並木町164番地4 エミネンス910 101号 債務者 坂本 浩司 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井健太郎 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	<b>令和7年(フ)第106号</b> 高知市朝倉丙1662番地10 債務者 山本 順也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新庄 将彦 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾山 望 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第100号</b> 茨城県つくば市稻荷前18番地21 ぐらんぱ七番館202号 債務者 高木 雅人 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井出 晃哉 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	<b>令和7年(フ)第38号</b> 佐賀県唐津市鏡新開62番地2 サンハイツ2B、前住所佐賀県唐津市西唐津2丁目6326番地4 債務者 松本 宏治 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井出 晃哉 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井出 晃哉 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第108号</b> 茨城県つくば市みどりの2丁目15番地6 ドルチェ・ヴィータ102号 債務者 四十竹美千代 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 淩介 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	<b>令和7年(フ)第526号</b> 神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸4番66—15号 ステラマリスA号室 債務者 石山 則子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小原多江子	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 淩介 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第107号 兵庫県川辺郡猪名川町松尾台2丁目4番地1 (A-102) 債務者 中西 孝行 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 正治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 仙台地方裁判所登米支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第363号 広島県大竹市油見3丁目10番21の701号 工 スタシオンカーサ大竹 債務者 中園 文弥 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 広久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅岡 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅岡 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第498号 仙台市青葉区中山1丁目5番22号 債務者 栗崎 智亮 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大竹 顕治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠岡 丈記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友清 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第519号 仙台市若林区大和町1丁目17番10-403号 債務者 平間 靖 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 力也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植原美紗子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第23号 宮城県登米市中田町上沼字籠壇126番地1 債務者 白山 健一	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟹川 敦司 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増原あゆみ	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡県筑後市大字四ヶ所431番地1 グループホームはねっこ、前住所福岡県筑後市大字熊野1825番地1 市営住宅玄ヶ野団地441号 債務者 能塚 隆

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間**

**令和7年(フ)第151号**

北海道松前郡松前町字朝日372番地5  
債務者 西田 力斗  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

函館地方裁判所

**令和7年(フ)第180号**

函館市桔梗町427番地17  
債務者 秋田 蓮  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

函館地方裁判所

**令和7年(フ)第97号**

山形市鈴川町3丁目18番51—232号 県営鈴川第2アパート2  
債務者 大河内 博  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第24号**

静岡県菊川市下平川1786番地の3  
債務者 井上 弥生  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和7年(フ)第25号**

静岡県掛川市葵町9番8号 パークハイム山本B101  
債務者 倉田みゆき  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和7年(フ)第23号**

和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地 県営住宅串本団地403号  
債務者 谷口 佐恵  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

**令和7年(フ)第324号**

福岡県遠賀郡遠賀町田園3丁目12番7号、前住所福岡県大牟田市大字櫟野3260番地71  
債務者 寺岡 正博  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第349号**

北九州市八幡西区上の原2丁目2番17—302号  
債務者 大高 知恵  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第354号**

北九州市八幡西区幸神2丁目3番16号、前住所福岡県豊前市大字松江1363番地2 コンフォース203号  
債務者 中原麻利亞  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第374号**

北九州市小倉南区富士見2丁目4番7—904号  
債務者 高野 由美  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第303号**

埼玉県坂戸市中富町46番地6 クレスト・モア404号室  
債務者 前川 海斗  
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第321号**

埼玉県川越市三久保町19番地13 (N・S II 103号室)  
債務者 増田 優介  
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第356号**

埼玉県川越市砂新田2丁目10番地8 (ローズハイツ川越101号室)  
債務者 大久保朋美 (旧姓熊井)  
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第206号**

愛知県豊田市美山村3丁目15番地 アバンギャルド401号  
債務者 下山 辰徳  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第745号**

名古屋市緑区小坂2丁目2209番地 エスボーワール小坂101号  
債務者 利田 雅裕  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第768号**

愛知県半田市瑞穂町6丁目6番地の5 セントラル瑞穂201  
債務者 平野 新喬  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第825号**  
名古屋市千種区今池南12番25号 メゾン小松  
1C号  
債務者 佐藤 通子  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第873号**  
名古屋市名東区藤見が丘60番地 スリーアイランドビル藤ヶ丘205号、従前の住所名古屋市名東区名東本通4丁目41番地 メゾン・ド・エトワール720号  
債務者 中杉 健二  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第927号**  
名古屋市千種区南明町1丁目11番地 パーク南明103号、従前の住所名古屋市千種区末盛通1丁目26番地の1 バラシオン覚王山306号  
債務者 加藤 英人  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第928号**  
名古屋市千種区南明町1丁目11番地 パーク南明103号  
債務者 加藤 幸恵  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第950号**  
名古屋市中区千代田2丁目15番8号 プレサンス鶴舞駅前レジス401号、従前の住所岐阜市守口町1丁目31番地  
債務者 井川 陽翔  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第951号**  
名古屋市南区戸部下1丁目3番18号 ニューウチク523号、従前の住所名古屋市南区豊2丁目14番6号 宝マンション神宮南308号  
債務者 齊藤 健也  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第967号**  
名古屋市千種区小松町7丁目11番地  
債務者 西脇 敏恵  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第969号**  
名古屋市瑞穂区白砂町2丁目56番地の1 グリーンハイム205号  
債務者 後藤 久男  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1078号**  
代替住所A(旧住所 名古屋市中川区大当郎2丁目403番地 ファミール西前田B棟106号)  
債務者 伊藤妃名子(旧姓三好)  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1090号**  
名古屋市名東区本郷2丁目142番地 ヒイロ本郷301号  
債務者 工藤 裕子  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第135号**  
岡山県井原市芳井町築瀬186番地1 築瀬住宅18号  
債務者 朝原 健二  
1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第91号**  
北海道旭川市川端町4条9丁目7番1号 リバージュm i k i B棟105  
債務者 谷口 道雄  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで  
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第126号**  
北海道旭川市大町2条15丁目92番地の114  
第一志恩寮  
債務者 坪内 広和  
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで  
5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第3230号**  
東京都北区上中里1丁目40-12-203  
債務者 宇田 樹来  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで  
5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3476号**  
東京都練馬区向山1丁目14-6 向山アパートメント2-B  
債務者 伊藤 拓弥  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで  
5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3558号**  
東京都杉並区松ノ木1丁目13-10-202  
債務者 門脇加菜子(旧姓矢田)  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで  
5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3559号 東京都板橋区新河岸2丁目10-8-802 債務者 砂原 和子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3567号 東京都新宿区中井1丁目13-18-301 債務者 夏井 悠吾 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3611号 東京都荒川区南千住5丁目11-3-703 債務者 塚越 章弘 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3560号 東京都中野区本町6丁目17-5-103 債務者 田島 淳子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3605号 東京都足立区千住桜木1丁目14-2-506 債務者 内海 紗希 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3645号 東京都葛飾区鎌倉3丁目46-5-303 債務者 堀田美由紀 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2077号 大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目14番3号 シャレー天王寺303号、前住所大阪市東住吉区桑津1丁目18番16号 スカイハイツ・モリカワ 503号 債務者 藤本 愛 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3561号 東京都荒川区町屋3丁目8-16-702 債務者 岡原あずさ 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3607号 東京都台東区清川2丁目16-8 ホテル紫峰222、住民票上の住所東京都江東区辰巳1丁目6-17-225 債務者 河原崎 卓 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1926号 大阪市中央区島之内2丁目4-15-303、住民票上の住所岡山県久米郡久米南町里方892番地5 債務者 坂田 真大 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2233号 大阪市北区天満2丁目6番20号 寿ハイツ205号室 債務者 松戸 良太 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3565号 東京都荒川区町屋1丁目25-24 G l a n z 町屋1-105 債務者 樋口 也紗 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3610号 東京都足立区青井3丁目16-5-101 債務者 長岡 吉雄 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1992号 大阪府東大阪市加納7丁目23番5-106号 債務者 林 誠 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第3536号 東京都江東区森下4丁目17-8-302 債務者 ブサル ブルソダ 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第3602号</b>	東京都練馬区石神井台2丁目35-5-102 債務者 池 �光惠 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3604号</b>	東京都大田区西糀谷3丁目10-10 国土交通省航空局宿舎12号棟12 債務者 崎浜 春樹 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3649号</b>	東京都品川区小山4丁目11-7-209 債務者 大西 麻加 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3657号</b>	東京都足立区谷在家2丁目21-15-201 債務者 永見 喬 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第3688号</b>	東京都大田区南六郷1丁目1-19 トキヨーペーク雜色3 206 債務者 末永 和暉 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3691号</b>	東京都大田区大森東1丁目31-2-409 債務者 小関 幸子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3563号</b>	東京都江戸川区西小岩3丁目21-1-101 債務者 関上 大佑 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第3676号</b>	東京都中央区八丁堀4丁目9-13-703 債務者 ハーフマイスター百代 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

<b>破産手続終結</b>	岩手県大船渡市立根町字前谷地18番地35 破産者 株式会社千葉也商會 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和5年(フ)第103号</b>	盛岡地方裁判所一関支部
<b>令和6年(フ)第43号</b>	札幌市白石区平和通2丁目北8番19号 破産者 狸小路山県薬局株式会社 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第674号</b>	札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和5年(フ)第170号</b>	名古屋市千種区松軒1丁目1番26号 破産者 株式会社フルカワエオス 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第2058号</b>	名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和5年(フ)第78号</b>	広島県福山市神辺町大字上竹田1049番地の1 破産者 株式会社共伸プラント 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第1032号</b>	広島地方裁判所福山支部再生・破産係

<b>令和6年(フ)第2453号</b>	横浜市中区翁町2丁目8番5号第一東里ビル302 破産者 株式会社アドブレイン 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第2959号</b>	横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第405号</b>	静岡県焼津市高新田330番地の1 破産者 有限会社戸塚豆腐店 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和5年(フ)第78号</b>	静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第1032号</b>	三重県伊勢市東豊浜町3715番地 破産者 奥村 奈穂(旧姓中世古) 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第1032号</b>	津地方裁判所伊勢支部破産係
<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>	
<b>令和6年(フ)第1032号</b>	さいたま市北区土呂町1丁目25番地8 K-PLA CE土呂302号室、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼1139番地24 破産者 浅見 智正 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第1032号</b>	さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第1820号**  
 札幌市西区平和2条3丁目1番15号 グラン・シャリオ102号  
 破産者 小林 一志  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第2021号**  
 札幌市西区二十四軒2条4丁目5番15-102号  
 破産者 渡邊 士郎  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第105号**  
 盛岡市緑が丘3丁目4番37号  
 破産者 森本ひとみ  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     盛岡地方裁判所第2民事部

**令和6年(フ)第200号**  
 群馬県渋川市赤城町北上野262番地6  
 破産者 三俣 洋  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第713号**  
 名古屋市千種区宮根台2丁目12番39号、従前の住所名古屋市千種区京命1丁目11番23号  
 アーバン京命1403号  
 破産者 林 大輔  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第91号**  
 熊本県八代市上片町1619番地  
 破産者 山口 昭信  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     熊本地方裁判所八代支部

**令和6年(フ)第7号**  
 大分市萩原3丁目12番37号ヴァローレ萩原101開始時住所大分市舞鶴町1丁目7番2-1503号エイルマンション城址公園東  
 破産者 野中 誠  
 1 決定年月日 令和7年6月3日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第149号**  
 福島市瀬上町字柳沼92-54サニーガーデンB202、住民票上の住所東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目60番10号  
 破産者 宮崎 慎矢  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     福島地方裁判所

**令和6年(フ)第2616号**  
 横浜市瀬谷区二ツ橋町111番地の3  
 破産者 櫻井 博之  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2795号**  
 横浜市金沢区柳町20番地16 オーシャンフラット103  
 破産者 安岡 健輔  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手續を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2960号**  
 横浜市神奈川区白幡町9-30、住民票上の住所横浜市港北区菊名1丁目2番1号  
 破産者 新井 武仁  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手續を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第60号**  
 神奈川県海老名市社家6丁目6番18-101号  
 破産者 駒木根 剛  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手續を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第488号**  
 静岡市清水区三保1500番地の19  
 破産者 遠藤 明美  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所民事第2部

**令和元年(フ)第867号**  
 京都市東山区本町新6丁目205-1、住民票上の住所京都市右京区西京極北衣手町43番地  
 破産者 渡邊 敦子  
 1 決定年月日 令和7年6月4日  
 2 主文 本件破産手續を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     京都地方裁判所第5民事部破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和7年(フ)第17号**  
 茨城県土浦市荒川沖484番地24  
 破産者 柿迫 弘樹  
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後1時30分  
     令和7年6月3日  
     水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第28号**  
 神戸市西区伊川谷町有瀬656番地 104号  
 破産者 山西 麻雄  
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで  
 2 一般調査期日 令和7年8月26日午前11時10分  
     令和7年6月3日  
     神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第92号**  
 広島市南区向洋中町4番4号  
 破産者 岡田 陸郎  
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで  
 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後1時30分  
     令和7年6月3日  
     広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第93号**  
広島市南区向洋中町4番4号  
破産者 岡田 節  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月28日午後1時30分  
令和7年6月3日  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第96号**  
広島市安佐南区緑井3丁目34番22-203号  
破産者 株式会社木船総業  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月5日前11時  
令和7年6月3日  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和5年(フ)第193号**  
北海道旭川市四条通4丁目右1号エヌエスハイツ1階  
破産者 有限会社賃貸情報センター  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月28日午後3時30分  
令和7年6月4日 旭川地方裁判所民事部  
**令和6年(フ)第59号**  
千葉県千葉市花見川区検見川町2-467-6  
レオパレスまつや102、住民票上の住所北海道旭川市永山5条14丁目2番19号  
破産者 柏木 伸夫  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月28日午後3時30分  
令和7年6月4日 旭川地方裁判所民事部  
**令和6年(フ)第1001号**  
神戸市長田区神楽町3丁目7番2号、従前の本店所在地神戸市長田区神楽町3丁目2番10号  
破産者 株式会社トーホービルサービス  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月27日前10時30分  
令和7年6月3日  
神戸地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第151号**  
兵庫県三田市学園8丁目3-11、住民票上の住所兵庫県三田市あかしあ台1丁目44番地12  
破産者 山部竜太郎  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月26日前10時15分  
令和7年6月3日  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第369号**  
大阪府枚方市山之上3丁目4番10-101号  
破産者 井澤 達也  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月18日午後2時50分  
令和7年6月3日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第84号**  
新潟県長岡市来迎寺3627番地  
破産者 株式会社アイエスセンター  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月9日午前11時50分  
令和7年6月3日  
新潟地方裁判所長岡支部破産係  
**破産管財人の選任**  
**令和6年(フ)第23号**  
愛媛県喜多郡内子町内子2812番地  
破産者 森本 茂幸  
1 決定年月日 令和7年5月20日  
2 主文 次の者を破産管財人に選任する。  
弁護士 加地 繁行  
松山地方裁判所大洲支部  
**破産管財人の辞任**  
**令和6年(フ)第23号**  
愛媛県喜多郡内子町内子2812番地  
破産者 森本 茂幸  
1 決定年月日 令和7年5月22日  
2 主文 破産管財人 村上 勝也の辞任を許可する。  
松山地方裁判所大洲支部  
**債権者集会招集**  
**令和7年(フ)第252号**  
北海道千歳市住吉3丁目9番18号 セントベルジェル号  
破産者 中野 省二  
1 期日 令和7年9月3日前10時  
2 会議の目的 財産状況報告・破産手続廃止に関する意見聴取・破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和7年5月27日  
札幌地方裁判所民事第4部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和6年(フ)第556号**

宮崎市生目台東4丁目5番地1 市営住宅210棟3号  
破産者 河野 楓

異議申述期間 令和7年7月16日まで

令和7年6月4日 宮崎地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第57号**

宮崎県日南市上平野町1丁目7番地3 上平野式番館303号  
破産者 河野 和代

異議申述期間 令和7年7月23日まで

令和7年6月4日 宮崎地方裁判所日南支部

**免責許可決定****令和7年(フ)第30号**

香川県坂出市西庄町79番地1 特別養護老人ホーム 愛生苑  
破産者 松浦 清

法定代表人成年後見人 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

**特別清算開始****令和7年(ヒ)第2036号**

東京都文京区本駒込4丁目40番6号  
清算株式会社 株式会社ジユネーブ

代表清算人 馬場 玲子  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第3019号**

兵庫県尼崎市東園田町2丁目43-1  
清算株式会社 オースディ株式会社

代表清算人 横瀧 尚弘  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算終結****令和7年(ヒ)第1001号**

山形県上山市金谷字下河原1583番地2  
清算株式会社 山形バイオマスエネルギー株式会社

1 決定年月日 令和7年5月27日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

山形地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第1006号**

愛知県あま市中萱津出口1番地  
清算株式会社 株式会社望月インターナショナル  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(ヒ)第3010号**

大阪市中央区農人橋1丁目4番31号  
清算株式会社 株式会社イーナリンク  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第2006号**

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階  
清算株式会社 株式会社ノビタキ  
代表清算人 水口 隆史  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

1 各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。  
2 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

<p><b>令和7年(ヒ)第2007号</b> 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階 清算株式会社 株式会社サンスイ 代表清算人 水口 隆史 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 次の協定を認可する。 協定</p>	<p>1 各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。</p> <p>2 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。</p> <p>(別紙省略)</p>	<p>を別紙記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。</p> <p>この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。</p> <p>(別紙省略)</p>	<p><b>令和7年(再イ)第48号</b> 千葉県船橋市三山5丁目60番10—108号 再生債務者 須藤修一郎 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで</p>	<p>岐阜地方裁判所</p>
<p><b>令和7年(ヒ)第2号</b> 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p><b>令和6年(再イ)第34号</b> 兵庫県伊丹市寺本東1丁目6番41—2号 再生債務者 川上 誠 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで</p>	<p>以上 熊本地方裁判所民事第1部 <b>小規模個人再生による再生手続開始</b></p> <p><b>令和6年(再イ)第34号</b> 兵庫県伊丹市寺本東1丁目6番41—2号 再生債務者 川上 誠 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで</p>	<p>千葉県船橋市夏見5丁目5番35号 再生債務者 西江 裕介 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで</p>	<p>岡山地方裁判所倉敷支部</p>
<p><b>令和7年(ヒ)第2号</b> 熊本市中央区水前寺1丁目14番16号 清算株式会社 株式会社AT清算会社 代表清算人 國米 昭吉 1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 次の協定を認可する。 協定</p>	<p>1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的な先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。</p> <p>2 別紙協定債権者一覧（以下「別紙」という。）記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。</p> <p>3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額</p>	<p>ノーブル富士見II 再生債務者 鏡 雄太 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第85号</b> 千葉県浦安市富士見2丁目21番34—102号 ノーブル富士見II 再生債務者 鏡 雄太 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで</p>	<p>山口地方裁判所岩国支部</p>
<p><b>令和7年(再イ)第19号</b> 秋田市飯島緑丘町12番36号 再生債務者 松岡 勇樹 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月16日まで</p>	<p>神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第19号</b> 秋田市飯島緑丘町12番36号 再生債務者 松岡 勇樹 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月16日まで</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第5号</b> 千葉県山武市寺崎108番地 再生債務者 濱田 竜也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第5号</b> 千葉県山武市寺崎108番地 再生債務者 濱田 竜也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月16日まで</p>	<p>釧路地方裁判所北見支部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第15号</b> 北海道紋別郡遠軽町1条通北4丁目2番地54 第8グリーンハイツD棟102号室 再生債務者 坪坂 輝 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで</p>
<p><b>令和6年(再イ)第89号</b> 埼玉県越谷市大字大里40番地1 パークハイツ越谷D—634号 再生債務者 佐久間幸彦 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月18日まで</p>	<p>秋田地方裁判所民事第2部 <b>令和6年(再イ)第89号</b> 埼玉県越谷市大字大里40番地1 パークハイツ越谷D—634号 再生債務者 佐久間幸彦 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月18日まで</p>	<p>千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第14号</b> 岐阜県羽島郡笠松町西宮町1番地 再生債務者 水野 公司 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>青森地方裁判所民事部再生係</p>	
<p>さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>				

<b>令和7年(再イ)第17号</b> 青森市大字浜田字玉川244番地30 再生債務者 荒川 幸子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで  青森地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで  神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで  福島地方裁判所	<b>令和7年(再イ)第16号</b> 静岡県御殿場市神場747番地の20 チェリー ブラッサムA102 再生債務者 勝又 正矢 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第6号</b> 岐阜県高山市冬頭町412番地1 再生債務者 稲垣 良哉 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで  岐阜地方裁判所高山支部再生係	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで  神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで  水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	<b>令和7年(再イ)第20号</b> 静岡県駿東郡長泉町納米里278番地の1 コーポ山田B棟101号 再生債務者 松原 宏幸 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第21号</b> 三重県四日市市川島町7300番地2 再生債務者 田中 開	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和7年(再イ)第20号</b> 静岡県駿東郡長泉町納米里278番地の1 コーポ山田B棟101号 再生債務者 松原 宏幸 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第21号</b> 三重県四日市市川島町7300番地2 再生債務者 田中 開 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで  岐阜地方裁判所高山支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで  神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月23日まで  宇都宮地方裁判所足利支部	<b>令和6年(再イ)第576号</b> 大阪市平野区加美東3丁目12番6号小山内方 (前住所 大阪市北区豊崎4丁目6番22—1008号) 再生債務者 村川 劲剛 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第14号</b> 山口県下関市彦島塩浜町3丁目2番4号 再生債務者 山下 裕之	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和6年(再イ)第576号</b> 大阪市平野区加美東3丁目12番6号小山内方 (前住所 大阪市北区豊崎4丁目6番22—1008号) 再生債務者 村川 劲剛 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第14号</b> 山口県下関市彦島塩浜町3丁目2番4号 再生債務者 山下 裕之 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで  山口地方裁判所下関支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで  松江地方裁判所出雲支部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで  長野地方裁判所高崎支部	<b>令和6年(再イ)第576号</b> 大阪市北区中崎西4丁目3—4 コレクション 中崎1—915号室 (住民票上の住所 兵庫 県西宮市名塩平成台24番地13) 再生債務者 村木里久都 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(再イ)第36号</b> 神戸市北区藤原台北町5丁目3番11—404号 再生債務者 中西 将之	1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月22日まで  長野地方裁判所松本支部	<b>令和7年(再イ)第43号</b> 大阪市北区中崎西4丁目3—4 コレクション 中崎1—915号室 (住民票上の住所 兵庫 県西宮市名塩平成台24番地13) 再生債務者 村木里久都 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第188号**  
 大阪市東住吉区桑津3丁目33番19号 シャーメゾン サワ・ヴィラージュ 308号  
 再生債務者 増口 奈美  
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第26号**  
 大阪府貝塚市麻生中1043番地1 ロジュマン  
 麻生中401号  
 再生債務者 和田 克也  
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  
 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年(再イ)第54号**  
 広島市安佐南区大町西3丁目18番4-103号  
 再生債務者 加納 正樹  
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで  
 広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第2号**  
 沖縄県宮古島市上野字上野392番地 上野第一市営住宅4棟301号室  
 再生債務者 西川 健  
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで  
 那覇地方裁判所平良支部

**令和7年(再イ)第7号**  
 青森県弘前市大字城東3丁目14番地3  
 再生債務者 佐藤 心  
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで  
 新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第16号**  
 金沢市森山1丁目1番20号  
 再生債務者 中堀 美恵  
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで  
 青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(再イ)第22号**  
 岩手県岩手郡雫石町黒沢川33番地2  
 再生債務者 築場 文子  
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで  
 盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第4号**  
 山形県東田川郡三川町大字押切新田字対馬73番地  
 再生債務者 奥山 勇斗  
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで  
 山形地方裁判所鶴岡支部

**令和7年(再イ)第47号**  
 横浜市戸塚区下倉田町615番地78  
 再生債務者 赤松 廣隆  
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和6年(再イ)第151号**  
 横浜市都筑区荏田東2丁目5番6号  
 再生債務者 倉内 貴治  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月17日まで  
 令和7年6月3日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第203号**  
 横浜市青葉区荏田西2丁目10番地35  
 再生債務者 加藤 悠太  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月17日まで  
 令和7年6月3日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第280号**  
 横浜市港北区日吉本町2丁目39番11号 ハウスマハロ101号  
 再生債務者 吉兼 敏治  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月18日まで  
 令和7年6月4日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第11号**  
 神奈川県藤沢市亀井野1507番地 ファーストシティー湘南206  
 再生債務者 張替 友太  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月18日まで  
 令和7年6月4日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第5号**  
 千葉県木更津市羽鳥野3丁目1番地34  
 再生債務者 大隅 功一  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで  
 令和7年6月4日  
 千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(再イ)第26号**  
 千葉県船橋市金杉6丁目12番30号  
 再生債務者 穂坂 信浩  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで  
 令和7年6月3日  
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第2号**  
 長野県小諸市大字加増892番地  
 再生債務者 山口 和彦  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで  
 令和7年6月2日 長野地方裁判所佐久支部

令和6年(再イ)第201号 埼玉県川口市大字安行吉岡1594番地の11 再生債務者 杉田 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第57号 群馬県佐波郡玉村町大字角渕5118番地9 再生債務者 阿部 晃一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月4日 旭川地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第55号 愛知県東海市富木島町伏見2丁目13番地の1 国銀ビル202号 再生債務者 前村 肇 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第18号 静岡市駿河区豊田2丁目2番10-8号 グラ ンフィールズⅡ201 再生債務者 河合 佑華 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第574号 大阪市此花区高見3丁目6番1号 再生債務者 中川 竜一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第3号 北海道網走郡美幌町字美富63番地の45 再生債務者 中島 浩彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月4日 釧路地方裁判所北見支部個人再生係
令和7年(再イ)第78号 名古屋市南区砂口町52番地の9 再生債務者 大原 隆聖 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第20号 静岡市清水区東坂2丁目322番地の3 山 手俱楽部一番館202号 再生債務者 大谷 優花 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第9号 大阪市住吉区万代東4丁目2番31-804号 再生債務者 木村 吉宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第35号 群馬県邑楽郡大泉町富士3丁目14番23号 再生債務者 木村 正弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月2日 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(再イ)第39号 福岡県久留米市長門石2丁目2番12-403号 再生債務者 権藤三千代(旧姓久間) 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年(再イ)第19号 愛知県岡崎市美合西町12番地1バビリオン美 合202、開始決定時住所同県一宮市東五城字 祐久野32番地1ハートホーム祐久野205号 再生債務者 諸戸久美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(再イ)第38号 大阪府東大阪市金岡4丁目13番2-605号 再生債務者 中野 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第36号 群馬県邑楽郡大泉町富士3丁目14番23号 再生債務者 木村真由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月2日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第3号 宮城県柴田郡柴田町大字榎木字新松崎4番地 1 再生債務者 早川 清康 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 仙台地方裁判所大河原支部	令和6年(再イ)第512号 大阪府東大阪市西堤本通東2丁目3番25- 703号 再生債務者 細川 勇	令和6年(再イ)第28号 松江市東出雲町揖屋2749番地2 メゾン・ブ ラシードC202号室 再生債務者 廣戸 純平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 松江地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第1号 沖縄県名護市宇茂佐の森3丁目3番地5 再生債務者 宮城 高浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月3日 那霸地方裁判所名護支部

令和6年(再イ)第146号 京都市伏見区淀生津町235番地51 再生債務者 杉立 大和 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 岡山地方裁判所第3民事部	給与所得者等再生による再生 手続開始	令和7年(再口)第1号 埼玉県草加市手代2丁目22番5号 再生債務者 田中 晋也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令 和7年7月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年(再イ)第1号 山梨県山梨市大野1002番地11 再生債務者 反田 昇 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月2日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第26号 長崎県佐世保市天神2丁目21番54号 ラ・メ ゾン天神202 再生債務者 馬渡 龍也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年5月30日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第2号 新潟市北区彩野3丁目4番地9 再生債務者 伊原 陽一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再口)第3号 岡山県倉敷市林275番地12 再生債務者 宮原 幹弥 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令 和7年7月18日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第3号 京都府綾瀬郡井手町大字井手小字野神52番地 の1 再生債務者 古川ゑつみ 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 26日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第3号 秋田県潟上市飯田川飯塚字巣崎15番地1 再生債務者 淡路 悠 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 秋田地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 津地方裁判所四日市支部	令和7年(再イ)第9号 三重県員弁郡東員町大字北大社1254番地12 再生債務者 岡野寿希也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年6月4日 津地方裁判所四日市支部	令和7年(再口)第4号 岡山市北区津高919番地7 サーパス津高台 通り一番館211号室 再生債務者 室田 望 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令 和7年7月18日まで 岡山地方裁判所第3民事部	給与所得者等再生による再生 計画認可
令和6年(再イ)第35号 兵庫県伊丹市荻野西1丁目4番8-203号(開 始決定時の住所 兵庫県川西市東畦野3丁目 24番12号 305) 再生債務者 酒井 啓至 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 松江地方裁判所出雲支部	島根県出雲市大社町杵築西2737番地1 再生債務者 福代 渉人 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(再イ)第1号 岡山市北区津高919番地1 再生債務者 畠山 伸也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令 和7年7月18日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再口)第1号 岐阜県高山市西之一色町3丁目1444番地6 再生債務者 芝田 雄一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月4日 岐阜地方裁判所高山支部再生係
令和7年(再イ)第3号 岡山市北区平野553番地6 再生債務者 則本 勝彦	小規模個人再生による変更再 生計画案を書面決議に付する 決定	令和2年(再イ)第22号 金沢市諸江町中丁485番地5 再生債務者 中谷 博 1 決議に付する変更再生計画案 令和7年5月 21日付け変更再生計画案 2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年 6月23日まで 令和7年5月28日 金沢地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第2号 神戸市垂水区多聞台3丁目5番10号 再生債務者 近本 和哉 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月24日まで 令和7年6月3日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年(再口)第3号 広島県福山市北本庄3丁目1番18号 B102 再生債務者 土居 恵美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月29日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月3日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第18号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市建築住宅局長  
(亡樽谷雅之の最後の住所) 神戸市東灘区深江北町2丁目10番28号  
所有者 亡樽谷雅之相続財産  
届出期間満了日 令和7年7月28日  
令和7年5月28日 神戸地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 神戸市東灘区深江北町二丁目  
地番 36番2  
地目 宅地  
地積 58.10平方メートル  
2 所在 神戸市東灘区深江北町二丁目36番地2  
家屋番号 36番2の2  
種類 居宅  
構造 鉄骨造鉛メッキ鋼板葺3階建  
床面積 1階 26.68平方メートル  
2階 33.44平方メートル  
3階 33.44平方メートル

#### 令和7年(チ)第1号

神戸市須磨区北落合1丁目1番321-403号  
申立人 生田多規弥  
住所・居所 不明  
(最後の住所及び不動産登記記録上の住所) 洲本市前平125番地  
所有者 亡生田敏文  
届出期間満了日 令和7年8月5日  
令和7年5月28日 神戸地方裁判所洲本支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 洲本市前平字中塚  
地番 125番  
地目 宅地  
地積 664.46平方メートル  
2 所在 洲本市前平字中塚  
地番 126番  
地目 畑  
地積 89平方メートル

3 所在 洲本市前平字中塚  
地番 127番1  
地目 田  
地積 244平方メートル  
4 所在 洲本市前平字中塚 125番地  
家屋番号 30番  
種類 居宅  
構造 木造草葺平家建  
床面積 105.78平方メートル  
(附属建物の表示)  
符号 1  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 24.79平方メートル  
符号 2  
種類 倉庫  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 20.49平方メートル  
符号 3  
種類 物置  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 12.23平方メートル  
符号 4  
種類 物置  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 19.83平方メートル  
符号 5  
種類 物置  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 104.13平方メートル

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第4号

福島県伊達市片町10番地  
申立人 有限会社ハウジング企画  
住所・居所 不明  
共有者 佐藤半三郎  
佐藤金之助  
届出期間満了日 令和7年7月25日  
令和7年5月29日 福島地方裁判所

(別紙) 物件目録  
所在 伊達市館ノ内  
地番 10番  
地目 墓地  
地積 76平方メートル  
共有者 佐藤半三郎持分 2分の1  
佐藤金之助持分 2分の1

令和7年(チ)第2号  
群馬県前橋市若宮町3丁目5番16号  
申立人 小山 末広  
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 群馬県前橋市五代町424番地1  
(最後の住所) 群馬県前橋市上大屋町365番地8 大竹グリーンハイツB-101号  
所有者 吉田 達也

届出期間満了日 令和7年7月28日  
令和7年5月27日 前橋地方裁判所

(別紙) 物件目録  
所在 前橋市五代町  
地番 421番  
地目 雜種地  
地積 802平方メートル

令和7年(チ)第2号  
富山県氷見市中村289番地  
申立人 農事組合法人中村  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 富山県氷見市中村1615番地

所有者 亡嶋田文夫相続財産  
届出期間満了日 令和7年7月25日

令和7年5月27日 富山地方裁判所高岡支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 氷見市中村  
地番 26番1  
地目 田  
地積 110平方メートル  
2 所在 氷見市中村字前田  
地番 1091番1  
地目 田  
地積 369平方メートル  
3 所在 氷見市中村字前田  
地番 1100番  
地目 田  
地積 383平方メートル  
4 所在 氷見市中村字前田  
地番 1118番  
地目 田  
地積 122平方メートル

### 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第3号

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
申立人 内灘町長 生田 勇人  
住所・居所 不明

(亡岩崎吉忠の最後の住所) 河北郡内灘町字室ハ4番地  
所有者 亡岩崎吉忠相続財産  
届出期間満了日 令和7年7月28日

令和7年5月26日 金沢地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 河北郡内灘町字室ハ3番地、4番地2  
家屋番号 3番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 64.59平方メートル

### 会社その他の分岐

#### 新設分岐公告

当社は、新設分割により新設する「ホールディングス」「トキチ肥前株式会社（住所：福岡県伊豆市土肥117-1六番地）」に対して当社の土肥金山の観光施設、土産品販売店及び飲食店等の経営、不動産賃貸並びにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継せしめることにいたしましたので、公告いたします。

当社の株主総会の承認決議は令和7年6月11十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.toikinzan.com>

令和7年6月11日

静岡県伊豆市土肥117-1六番地

土肥アリゾン観光株式会社

代表取締役 東野 美彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はニッポンケンキ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県沼田市白沢町上古語父九

ニッポンケンキ合同会社

代表社員 アンドウ・ワハブ・モハ

メド・イスマイル

アンドウ・ワハブ・モハ

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり組織変更後の商号は株式会社アラタハウスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員 福元 達徳

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員 福元 達徳

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員 福元 達徳

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員 福元 達徳

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員 福元 達徳

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号  
M Mホールディングス合同会社  
代表社員 MBKパートナーズ株式会社  
職務執行者 池田 大輔

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

東京都台東区浅草一丁目八番六号十五〇三  
合同会社F.T.ハウス  
代表社員 株式会社Y.I.G  
職務執行者 山田 健蔵

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

広島市東区光が丘一四番二六号  
合同会社DX研究所  
代表社員 大山 世智

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

愛知県小牧市小牧五丁目七〇三番地タウン  
小牧ビル二〇四号  
合同会社サンハウスマネジメント  
代表社員 三喜畑秀樹

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

愛知県小牧市小牧五丁目七〇三番地タウン  
小牧ビル二〇四号  
合同会社サンハウスマネジメント  
代表社員 三喜畑秀樹

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

高知県高岡郡檮原町檮原一六二九番地二  
合同会社美里葬祭  
代表社員 梅原孝二郎

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

兵庫県芦屋市業平町二一四一〇二  
Eco Village 合同会社  
代表社員 各務 祐貴

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号  
エイチ・ページャパン合同会社  
代表社員 T.B.G.P.株式会社  
職務執行者 稲垣 伸一

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

千葉県山武市横田九七九番地  
合同会社L.D  
代表社員 ウクバンダ・ラクシャン・  
ダヌスカ・テンナコン

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

令和七年六月十二日  
東京都荒川区荒川二丁目五四番二一号  
有限会社幹建築設計事務所  
取締役 佐藤 稔

資金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

鳥取県米子市東福原一丁目三番二〇号  
有限会社サンイン興産  
代表取締役 河津 憲廣

資金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百六十万円減少しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百六十万円減少しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十六億円、資本準備金の額を二十六億円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十六億円、資本準備金の額を二十六億円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十六億円、資本準備金の額を二十六億円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十六億円、資本準備金の額を二十六億円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十二日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六  
有限公司南筑ファーム  
代表取締役 古賀 光幸

資金の額の減少公告

当社は、計算書類の公告義務はありません。

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を二億五千八百五十三万八百五十円、資本準備金の額を三億八百十一万二千九百七十円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和7年6月12日

宮崎県都城市志比田町七三四番地  
株式会社まるおかホールディングス  
代表取締役 丸岡 久浩

**基準日設定につき通知公告**  
 当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもつて、その所有する普通株式一枚を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年6月12日

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目一四九番地三号  
株式会社BizPlatform  
代表取締役 渡邊 洋之

**基準日設定につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月七日を基準日と定め、同日前九時現在の株主名簿上の株主をもつて、その所有する株式一枚を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年6月12日

島根県益田市大谷町二三番地二  
有限会社三浦木材  
代表取締役 三浦 秀徳

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年6月12日

神奈川県横須賀市浦郷町五丁目二九三番地  
京浜発條株式会社  
代表取締役 片平 修一

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年6月12日

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十二日  
富山県南砺市百町一四番地  
今井重機建設株式会社  
代表取締役 米澤 茂興

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

**定款変更につき通知公告**  
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年6月12日

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月四日を効力発生日として定款を変更し、譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることになりましたので公告します。

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月四日を効力発生日として定款を変更し、譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることになりましたので公告します。

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月十二日  
静岡県袋井市宇刈二五〇五番地の二  
株式会社ヤマハリゾート  
確定給付企業年金清算人 細川 修

**訂正公告**  
 令和七年六月四日（号外第一二三号）掲載の解散公告中、住所「神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四一三」とあるは「神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四一三一〇号」の誤りにつき訂正します。

**訂正公告**  
 令和七年六月十二日  
神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四一三一〇号  
Joker Film's 株式会社  
代表清算人 小池賢太郎

**訂正公告**  
 令和七年五月二十七日（号外第一一六号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（株組）中、「一千五百万円減少し五百万円」とあるは「二千五百萬円減少し一千万円」の誤りにつき訂正します。

**訂正公告**  
 令和七年六月十二日  
福岡市西区姪の浜六丁目五番二〇号  
（旧商号）株式会社高稲冷熱  
代表取締役 西馬場乃梨子

**訂正公告**  
 令和七年五月二十九日（号外第六十七号）海上保安庁告示第三号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**訂正公告**  
 令和七年一月二十九日（号外第六十四号）海上保安庁告示第九号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**訂正公告**  
 令和七年三月二十六日（号外第六十四号）海上保安庁告示第九号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**訂正公告**  
 令和七年一月二十九日（号外第六十七号）海上保安庁告示第三号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**訂正公告**  
 令和七年五月二十九日（号外第六十七号）海上保安庁告示第三号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**訂正公告**  
 令和七年一月二十九日（号外第六十七号）海上保安庁告示第三号（航路標識に関する件）  
（原稿誤り）

**記**

事 一時変更